11 日口貝殼島昆布採取協定

(1) 協定の経過

戦前、根室市の一部(旧歯舞村)の歯舞群島では、多くの漁民が昆布採取で生計を立てていました。なかでも貝殻島は昆布の好漁場でした。

しかし、終戦後の昭和 20 年 11 月、納沙布岬と貝殻島間の珸瑤瑁水道(幅 3.7km)にマッカーサーラインが引かれ、貝殻島周辺水域は事実上旧ソ連が支配することとなります。

当時は、納沙布岬を中心とする沿岸零細漁民のほとんどが昆布採取を生業としており、日々の生活を送るため、だ補の危険を冒して貝殻島に出漁するなどの無理な操業を重ね、だ捕される漁船が相次ぐ状態が続いていました。

そうしたことから、貝殻島周辺での安全操業を求める声は年々広がっていき、当時の大日本水産会会長であった高碕達之助氏は、幾度となくモスクワを訪問し、交渉を重ねた結果、昭和38年6月10日、ついに大日本水産会と旧ソ連国民経済会議付属漁業国家委員会との間に、異例の民間協定の締結が実現しました。

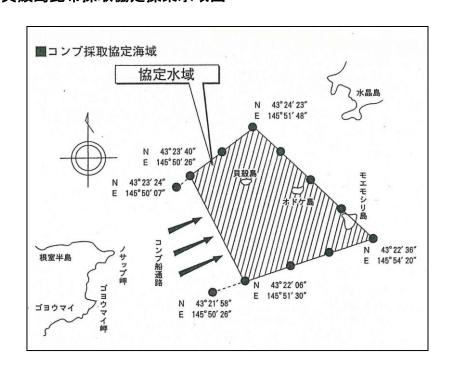
その後、この協定は 14 年間継続されましたが、昭和 52 年に交渉は中断し、この 4 年後、当時の北海 道水産会会長であった川端元治氏や理事の金沢幸雄氏等の努力により、再び民間協定が北海道水産 会と旧ソ連邦漁業省との間に締結されています。

なお、昭和62年の交渉により、同水域において駆除のためウニ漁業が開始されましたが、初期の目的 を達成したため平成4年度に終了しています。

また、歯舞地区では毎年コンブ漁が解禁となる前日、漁業者に対し、出漁許可証の伝達式を行っており、その中で、高碕達之助氏をはじめ先達数人の肖像写真を壇上に飾り、献花が行われる等、協定締結にご尽力された方々の苦労を風化させまいという思いが、今でも継承されています。

近年では、ロシア側に支払う採取料の負担、生育不漁等による資源量の減少等で、漁業者は厳しい経営を強いられており、許可隻数も年々減少し、令和3年に至ってはピーク時(昭和58年~平成16年)の375隻より約38%減の232隻となり、極めて深刻な状況となっています。

(2) 日口貝殼島昆布採取協定操業水域図



(3) 貝殻島昆布 (ウニ) 漁の推移

(単位 数量:トン 金額:千円)

3) !	貝殻島耳	己们(ワニ)だ	魚の推移			(単位	ī 数量:		: 千円)
	—		コンブ漁			ウニ漁				
	年次	回数	隻数	採取料	生産量	生産金額	隻数	採取料	水揚量	水揚金額
昭	和38年	1	300	3, 600	1, 195	143, 125	_	_	-	_
	7和39年	2	300	3, 600	1, 035	153, 517	_	_	_	_
	7和40年	3	300	3, 600	668	129, 143	_	_	I	-
昭	7和41年	4	300	3, 600	1, 049	198, 154	_	_	ı	-
昭	7和42年	5	300	3, 600	833	163, 272	_	_	ı	-
	7和43年	6	300		473	102, 142	_	_	-	_
	和44年	7	330	3, 960	841	189, 093	_	_	-	_
	和45年	8	330		466	186, 984	_	_	-	_
	和46年	9	330	3, 960	915	346, 398	_	_	_	_
	和47年	10	330	3, 960	1, 058	394, 864	_	_	-	-
	和48年	11	330	3, 960	982	457, 920	_	_	_	_
	和49年	12	330	3, 960	865	666, 080	_	_	-	-
	和50年	13	330		854	586, 321	_	_	_	_
	和51年	14	330	17, 160	964	784, 121	_	_	-	_
	和52年	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	和53年	_	_	_	_	_	_	_	_	_
	7和54年 7和55年	_	_	_	_		_	_	_	_
	和56年	15	330	66, 000	506	652, 353				
	和50年	16	330	66, 000	1, 157	1, 250, 781	_		_	_
	和57年	17	375	75, 000	551	667, 280	_	_	_	
	和59年	18	375	78, 750	847	959, 488	_	_	_	_
	和60年	19	375	91, 350	927	610, 373	_	_	_	_
	和61年	20	375	107, 500	733	683, 156	_	_	-	_
	和62年	21	375	110, 500	1, 031	990, 539	17	57, 000	259	328, 277
	和63年	22	375	115, 000	680	643, 551	18	62, 000	245	271, 908
	成元年	23	375	115, 000	735	688, 608	10	36, 000	126	158, 561
	成 2 年	24	375	118, 000	582	535, 421	10	38, 380	130	225, 932
	成 3 年	25	375	120, 000	860	1, 006, 028	10	42, 000	128	186, 095
	成 4 年	26	375	122, 000	809	926, 998	10	43, 000	68	106, 797
	成 5 年	27	375	122, 000	842	998, 985	_	_	_	_
	成 6 年	28	375	124, 000	455	591, 179	_	_	-	_
	成7年	29	375	124, 000	656	805, 698	_	_	_	_
	成 8 年	30	375	124, 000	362	479, 286	_	_	_	-
	成 9 年	31	375	124, 000	275	362, 117	_	_	_	-
	成10年	32	375	,	487	608, 958	_	-	-	_
	成11年	33	375	124, 000	272	472, 191	_	_	_	_
_	成12年	34	375	124, 000	571	666, 114	_	_	_	_
_	成13年	35	375 375	124, 000	463	625, 045	_	_	_	_
	成14年	36 37	375	124, 000 120, 000	737 420	658, 007 394, 601	_	_		_
_	成15年	38	375	120, 000	681	547, 149	_	_	_	_
_	成10年	39	281	122, 000	384	359, 042	_	_	_	_
_	成17年	40	259	73, 200	316	356, 761	_	_	_	_
	成19年	41	251	97, 600	285	369, 642	_	_	_	_
	成20年	42	249	85, 400	247	366, 169	_	_	_	_
_	成21年	43	245	85, 400	430	559, 608	_	_	_	_
	成22年	44	256	90, 280	386	445, 765				_
	成23年	45	259	85, 400	297	377, 711	_	_	_	_
平	成24年	46	262	90, 280	274	352, 390	_	_	-	_
	成25年	47	260	87, 840	206	263, 161	_	_		
	成26年	48	256	87, 840	198	257, 312	_	_	_	_
	成27年	49	238	87, 840	432	602, 645	_	_	_	_
	成28年	50	241	90, 268	358	491, 808	_	_	_	_
	成29年	51	240	90, 582	198	277, 095	_	_	_	_
	成30年	52 53	241	90, 844	373	510, 042	_	_	_	_
	和元年	53 54	239 233	90, 844 90, 844	241 175	333, 689 245, 477	_	_	_	_
	· 和 2 年 · 和 3 年	55	233	90, 844	175	275, 055	_	_	_	
T					191		_		_	

※昭和52年から昭和55年までは、交渉中断により記載なし